

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ナ)第41号
決定日 令和7年8月8日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 中 村 慎
裁判官 安 浪 亮 介
裁判官 岡 正 晶
裁判官 堺 徹
裁判官 宮 川 美 津 子
当事者等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか
相手方 国
同代表者法務大臣 鈴木 馨祐

対象事件の表示 最高裁判所令和7年(行ツ)第49号(令和7年5月26日決定)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立てについては、上記対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

令和7年8月8日

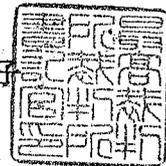
最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 西田 三佐子

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 西田 三佐子



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ナ)第42号
決 定 日 令和7年8月8日
裁 判 所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 中 村 慎
裁 判 官 安 浪 亮 介
裁 判 官 岡 正 晶
裁 判 官 堺 徹
裁 判 官 宮 川 美 津 子
当 事 者 等 申立人 近藤 ユリ
同代理人弁護士 近藤 博徳 ほか
相手方 国
同代表者法務大臣 鈴木 馨祐

対象事件の表示 最高裁判所令和7年(行ヒ)第56号(令和7年5月26日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立てについては、上記対象事件の決定に所論の民訴法338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

令和7年8月8日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 廣川 由紀子

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 廣川 由紀子

